

清瀬市まちづくり基本条例に基づく提言について

当委員会は、清瀬市まちづくり基本条例に基づく市民提案について審議しました結果、本件を重要かつ早急に取り組むべきものであると判断いたしましたので、別紙のとおり提言いたします。

平成16年12月20日

清瀬市長 星野 繁 殿

清瀬市まちづくり委員会

委員長 袴田 敏雄

平成 16 年度提言書（その 1）

第 1 提言の主旨

清瀬市まちづくり委員会は、清瀬市まちづくり基本条例第 9 条第 2 項に基づき、市の自然を守り育てるという観点から当面「自然保護レンジャー制度」を早急に創設すること、及び、将来的には「水と緑に関する条例」を制定することを市長に提言いたします。

第 2 提言の理由

1. 市民からの提案

市民からの提案には、別紙添付の提案をはじめ、昨年度、提言書（その 1）に添付されたような自然の保護・保全を求める提案が数多く提出されています。また、金山調節池や柳瀬川を中心とした河川域の保全などに対する提案もなされています。

2. 本市における緑の保全策の現状について

清瀬市は現在、「みどり豊かな文化都市」を目指して市民とともに協働することを基本方針として、様々な施策を講じています。しかし、保存緑地や農地、水系等の自然に関する包括的な方針・構想等は必ずしも明確に規定されていないようです。昨年度、まちづくり委員会では、宅地開発による緑の減少を規制するための条例化を提言いたしましたが、それと並び「水と緑を守り育てる」ための基本条例を策定し、市の基本的な方針を明確に示す必要があると思います。

3. 条例制定、設置要綱の必要性及び緊急性について

現状ではこれらの環境保持への保全策はほとんど存在しておらず、現存する

市域の貴重な緑地及び河川域を育成・保全するとともに、良好な環境を恒久的に保全する上で、将来的には「水と緑に関する条例」は必要不可欠と考えられます。

しかしながら、条例化には相当の時間が必要であり、その間にも貴重な環境や景観が損なわれることが危惧されることから、早急にそれらへの対策を講じる上で自然保護レンジャー制度を創設するための「要綱」を緊急に制定する必要があります。そして、行政との協働の中で、市民による、市民のための活動を一日も早く実施すべきであると考えます。

4．金山調節池周辺並びに市域内の貴重な緑地の保全策の必要性

東京都のなかでも貴重な水際公園である「金山調節池とその周辺」は、近年の河川改修によって整備が進められ、周囲の崖線緑地と相まって快適な景観を形成しています。野鳥も多く飛来し、魚影も濃くなっており近隣に誇るべき自然域となってきたことは喜ばしいことと評価されます。しかしながら、市民の関心が高まるとともに、多くの市民等が訪れることから利用方法が無秩序となり、環境悪化の傾向が見られます。そこで、河川域等の利用に最低限のルールを設け、これを監視・誘導して、河川及びその周辺域一体の自然を保護・育成し、多様な生き物たちとの共生を図っていく必要があります。この目的を実現していくため、市民と行政が協働し、「自然保護レンジャー制度（柳瀬川河川レンジャー）」を創設することが有効であると考えられます。

一方、市内には随所に貴重な緑地が存在し、市民の憩いの場として親しまれています。しかしながら、貴重なかたくりなどの自然生態系が盗掘などにより破壊され、雑木林にごみが不法投棄されるなど、自然保護のための包括的なルールがないため、市域の緑を守るには限界に近い状況となっています。これらは今後も市民の貴重な財産として保護する必要があります。

それらに対しても、河川域の保護・育成同様、「自然保護レンジャー制度（緑の保護レンジャー）」の創設が必要であるものと考えます。

5 行政内部の協力体制の必要性について

本市の貴重な緑を守り育てる上では、行政と市民が一丸となり協働することが求められていますが、行政内部においても、広く環境や景観にも及ぶことから、関係部署（市民生活部と建設部）が全面的に協力のもと横断的に取り組むことが必須といえます。

6 自然保護レンジャーの設置について

柳瀬川をはじめとし将来にわたり守り育てるべき河川域の自然環境などの環境破壊の防止、かたくりの生育地域の盗掘防止、市域内の緑地の裸地化への拡大防止、ごみの放・投棄の防止、タバコのポイ捨ての防止、かたくり祭り等への協力等、市域の自然環境の保全を推進していくことを視野に入れた『自然保護レンジャー』を設置するための要綱を策定し、市民の願いでもある貴重な自然環境を守ることが重要であるといえます。

第3 清瀬市自然保護レンジャー設置要綱（案）について

自然保護レンジャーの設置の目的や具体的な役割等については、別紙のとおり設置要綱案及び実施細目案を添付します。

< 参考 >

清瀬市自然保護レンジャー設置要綱（案）

平成16年 月 日

訓令第 号

（設置）

第1条 市民と行政との参加と連携による自然生態系の保全、育成及び景観の向上などにより、潤いのある緑豊かな美しいまちづくりを目指し、自然環境の保全を推進し、柳瀬川及び空堀川の河川域並びに市域内緑地等の保護及び適正な利用並びに自然環境の保全に関する意識の高揚を図るため、清瀬市自然保護レンジャー（以下「レンジャー」という。）を置く。

（定義）

第2条 この要綱において、自然保護区域等とは、（別表第1）に定める「水と親しむゾーン」及び「緑と親しむゾーン」（以下「自然保護区域等」という。）をいう。

（業務）

第3条 レンジャーは、自然保護区域等を巡視し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 自然保護区域等の利用者に対して、動植物の保護及び施設の利用等について適切な指導を行うこと。
- (2) 市民に、自然保護区域等の自然環境についての情報を提供を行うこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、自然環境の保全や育成を図るため、必要な活動を行うこと。

2 レンジャーの活動する区域は、自然保護区域等を単位として、レンジャーごとに市長が定める。

(委嘱)

第4条 レンジャーは、次の各号に該当する者で公募に応じた者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 自然保護区域等の自然環境に精通し、積極的に業務を遂行できる者
- (2) 自然保護区域等の保護及び利用の指導にあたる熱意を有する者
- (3) 研修会及び連絡会議に原則として出席できる者
- (4) 年齢20歳以上の者

2 市長は、前項各号に該当し、かつ、自然保護区域等の実情を熟知している者を、ボランティア及びNPO団体の推薦によりレンジャーとして委嘱することができる。

(定員)

第5条 レンジャーの定員は別に定める。

(委嘱期間)

第6条 レンジャーの委嘱期間は原則として3年とし、再任は妨げない。

(解職)

第7条 市長は、レンジャーが次の各号のいずれかに該当する場合には、解職することができる。

- (1) 本要綱に定める業務を怠り、又はレンジャーとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

- (2) 病気及び負傷等により業務に耐えられないと認められる場合
- (3) 本人からレンジャーを辞退する旨の申出があった場合

(報酬)

第8条 レンジャーは無給とする。

(留意事項)

第9条 レンジャーは、次の各号に掲げる事項に留意して、業務の遂行に当たらなければならない。

- (1) 巡視に当たっては、別に貸与する腕章を着用し、並びに身分証明書(様式第1号)を携帯し、原則として複数のレンジャーで行動すること。
- (2) 指導に際しては、利用者の人格を尊重し、差別的な取扱いや、不快の念をいだかせることのないように接すること。

(運営)

第10条 市民生活部と建設部(以下「所管部署」という。)は、レンジャーの意識及び資質の向上のため、研修会を行う。

- 2 所管部署は、レンジャー相互の連携を図り効果的な施策を推進するため、連絡会議を開催する。

(報告)

第11条 レンジャーは、業務の状況を業務活動報告書(様式第2号)により、連絡会議の前に、所管部署に報告する。ただし、緊急を要する情報については、速やかに報告する。

- 2 所管部署は、レンジャーから提出された業務活動報告書を取りまとめ、連絡会議開催後速やかに市長に報告する。

- 3 所管部署は、レンジャーからの報告に対して適宜対応するとともに、必要に応じその結果をレンジャーに報告するものとする。
- 4 所管部署は、レンジャーからの情報に関しては、速やかに施設管理者に情報の提供を行う。
- 5 所管部署は、必要に応じてレンジャー、施設管理者及び所管部署による合同会議を開催する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。

別表第1号（第2条関係）

ゾーン	具体的な地域
水と親しむゾーン	松柳橋から清柳橋までの間の柳瀬川流域、清瀬金山緑地公園全域、金山調節池、清瀬せせらぎ公園と周辺遊歩道、空堀川流域等
緑と親しむゾーン	松山・中里・御殿山緑地保全地域、かたくりの生育地域、崖線緑地、保存樹林等

別表第2号（第8条関係）

施設名等	管理者
柳瀬川	東京都北多摩北部建設事務所
清瀬金山緑地公園	清瀬市
清瀬金山調節池	東京都北多摩北部建設事務所
清瀬せせらぎ公園	清瀬市
清瀬松山緑地保全地域 清瀬御殿山緑地保全地域 清瀬中里緑地保全地域 かたくりの生育区域	東京都多摩環境事務所

保存樹林	所有者
------	-----

様式第 1 号

9cm

身 分 証 明 書 第 000 号	
下記の者は清瀬市自然保護レンジャーであることを証明する。	
氏名	写 真
委嘱期間 自 XX年X月X日	印
至 XX年X月X日	
清瀬市長	

5.5cm

様式第 2 号

清瀬市自然保護レンジャー業務活動報告書（案）

証明書番号		氏 名								
活動した 地域名										
活動月日	活動内容及び特記事項		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">指導 件数</td> <td colspan="2">指 導</td> <td rowspan="2">情報 提供</td> <td rowspan="2">そ の 他</td> </tr> <tr> <td>動 植 物</td> <td>施 設 その他</td> </tr> </table>	指導 件数	指 導		情報 提供	そ の 他	動 植 物	施 設 その他
指導 件数	指 導		情報 提供		そ の 他					
	動 植 物	施 設 その他								

	活動日数 日	件数合計					

長野県を参考に作成

レンジャーの具体的な活動内容等については、基本的に、以下に示す『要綱の実施に関する細目』のような内容を想定する。

【要綱の実施に関する細目】

活動方法

毎日、午前・午後の2班（2人1班）でエリア内を巡視

（ただし、雨天・大雪・強風などの日は、状況判断で中止もあり得る。

犬の散歩を兼ね、犬をつれての巡視も可）

具体的な内容

柳瀬川河川域等を訪れる利用者に対し、適切な情報提供・指導を行い、河川域の保全についての協力を促す。

- ・ 施設の利用に際して他人に迷惑を与えないような指導
- ・ 柳瀬川河川域等利用に際してのマナーの指導
- ・ 不法投棄者に対し不法投棄における問題点の指導
- ・ ゴミの持ち帰りの指導
- ・ 貴重な植物の採取の防止
- ・ 投網・転がし釣り等の不適切な漁法の禁止の指導
- ・ 駐車場の案内及び不法駐車への指導
- ・ バーベキューにおける注意の喚起
- ・ 野生生物と放置ペット類への給餌のルールを守ってもらうための

指導

柳瀬川河川域等の自然環境に関する情報を関係部署（河川管理者・東京都、清瀬市市民生活部・建設部）に提供・報告する

- ・ 河川流域での貴重種の盗掘、損傷、踏み荒らしの箇所の報告
- ・ 自然植生の損傷、伐採・刈り込み状況の報告
- ・ 河川域の看板・フェンス・擬木欄・車止め・親水階段等の損傷状況の報告
- ・ 歩道、案内板、施設などの危険箇所の報告

- ・土手・堤防の損壊状況の報告

柳瀬川河川域等における良好な河川域等の保全をする。

- ・散乱ゴミの収集を行う。

市内の小中学校のクラブ活動等で環境教育を行い、市民からの要望に応じ、環境講座等を行う。

レンジャーのメンバーと行政による報告・意見交換会を実施する。

- ・定期的に話し合いの場を持ち、レンジャー・行政間における環境に対する共通認識を保持する。

研修制度の充実を図り、レンジャーとしての意思の統一を図る。